

流山市議会議員 各位

災害救助法が適用された東葛北部自治体への募金のお願い

平素より市政運営ならびに地域の安全・安心の確保にご尽力いただき、心より敬意を表します。

このたびの千葉豪雨により、柏市・松戸市・我孫子市・鎌ケ谷市では甚大な浸水被害が発生し、災害救助法が適用されました。また令和8年8月千葉豪雨等による災害が8月27日、激甚災害の適用措置の指定（見込み）が発表されました。

復旧・復興には長い時間と多くの支援が必要であり、被災された市民のみなさま、自治体関係者に、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、今もなお厳しい状況に置かれていることに心を痛めているところです。

議員各位もご承知のとおり、東葛北部圏では災害時における市町村間の相互応援に関する協定を締結して以降、火災出動、出動救急搬送にとどまらず、毎年の水防訓練などでも行動を共にするなど相互になくはない関係を有している自治体です。また本市職員のご自宅、ご実家等、立地している地域でもあり、市民を代表する流山市議会としても連帯の思いを示すことが重要であると考えております。

つきましては、可能な範囲で議員各位からの義援金のご協力を頂き、流山市議会有志としてわずかながらのご協力につながればと考え、今回、お願いを申し上げます。

【義援金の預け先】 法律の抵触を考慮し、柏市、松戸市、鎌ケ谷市、我孫子市の各市もしくは各市社会福祉協議会宛を考えています。

【募金額】 1自治体5万円を目指し、議員各位の拠出額は各自ご判断にお任せいたします。また市議会としての募金ではないため、事務局の業務負担を回避し、窓口になって頂ける議員（申し出制）にさせていただきます。もし申し出がない場合は、大変せん越ですが小田桐がお預かりさせていただきます。

なお、植田和子議員、高橋あきら議員、いぬいえり議員からは既に各1万円をお預かりしております。

【締切り】 9月3日開会日とさせていただきます。

【募金者の表記】 流山市議会有志とし、議員番号順にお名前を標記し、相手先へお渡しさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上